

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、新川沿岸土地改良区連合から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成28年1月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	冨田 俊雄	木田郡三木町大字平木686番地	平成27年12月15日